

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援①

新型コロナウイルス感染症による影響により、学生等が進学・修学をあきらめることがないよう、しっかりとサポート！

※大学生や専門学校生など

## 高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金

学びたい気持ちを応援します！

申込み受付中！

### 【制度概要】

- ・大学生等の修学支援については、次の両制度により進学・修学を後押し。
- ・両制度ともに、現在、在学者を対象とした募集を実施中（4月～6月末：新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、5月末までの締切を延期）。

#### 高等教育の修学支援新制度

真に支援が必要な低所得世帯（年収380万円未満（4人家族モデルケース））を対象として、**授業料等減免**と**給付型奨学金**により支援（令和2年4月開始）

詳しくは 文部科学省 特設HP「学びたい気持ちを応援します」  
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

#### 貸与型奨学金

より幅広い世帯を対象として**貸与型奨学金**により支援

- ・無利子奨学金：年収800万円未満
- ・有利子奨学金：年収1100万円未満（いずれも4人家族モデルケース）

詳しくは 日本学生支援機構HP「奨学金の制度(貸与型)」  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>

### 【家計急変世帯への対応】

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた世帯の学生等について、随時受付。家計急変後の所得により判定し、支援。

#### 高等教育の修学支援新制度

今般の新型コロナウイルス感染症による家計急変にも対応できるよう運用拡充。

更に、当分の間、申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充。

（申請日の属する月から支給可能が可能なのは6月末までです。）

詳しくは 文部科学省HP「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm)

#### 貸与型奨学金

無利子奨学金・有利子奨学金ともに、従来から、家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生等を対象として支援を実施。（随時、申請を受付）

詳しくは 日本学生支援機構HP「緊急採用・応急採用」  
[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)

### 【問合せ窓口】

奨学金について相談したいとき・・・**日本学生支援機構 奨学金相談センター** **奨学金**の貸与型、給付型、返還に関する相談を受け付けています。

電話 **0570-666-301**（月～金、9時～20時）

※ 土日祝日、年末年始を除く

授業料等減免や各大学等における申込の詳細について相談したいとき・・・**各大学等の相談窓口**に相談

# 家計が急変した学生等への支援について（授業料等減免・給付型奨学金）

## 趣旨

高等教育修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援を行う。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

## 家計を急変させる予期できない事由（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、 <b>申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充</b>
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由（上記）が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額) <small>※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。</small>	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 （数か月分の所得から年間所得（見込）を推計）
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎（急変事由発生から15カ月経過後は1年毎）に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は先の扱いに戻す）